

最高裁秘書第2267号

令和7年7月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年6月30日に答申（令和7年度（情）答申第16号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情） 諒問第47号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月21日（令和6年度（情）諮詢第47号）

答申日：令和7年6月30日（令和7年度（情）答申第16号）

件名：東京地方裁判所における特定事件において実施された特定手続に関する弁護士会からの申し入れ内容が書いてある文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

東京地裁特定事件番号において実施された和解勧告に関する弁護士会からの申し入れ内容が書いてある文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和6年10月8日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の存否が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の事件番号の記載によって識別される特定の事件当事者（令和5年度（最情）答申第3号参照）が、特定事件において和解勧告を受け、同和解勧告に対して弁護士会から申入れがなされた事実の有無を開示することになり、この事実の有無は、法5条1号の個人

識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することとなるから、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断に不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年5月23日 審議
- ④ 同年6月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定事件番号の事件において和解勧告がされ、同和解勧告に対して弁護士会から申入れがされた事実の存否（以下「本件存否情報」という。）を開示することになると認められる。

本件存否情報は、特定の事件番号の記載によって識別が可能となる特定の事件当事者の個人識別情報（法5条1号）に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸 雅 子

委員川 神 裕